



越前市告示第21号

令和5年3月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月10日

越前市長 山田 賢



- 1 日 時 令和5年2月17日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 13 号

越前市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

越前市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する
条例

越前市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 17 年越前市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「積立てをする」を「積立てし、又は基金の額が前項に定める額を下回らない範囲内においてその一部を処分する」に改め、同条第 3 項中「積立て」の次に「又は処分」を加え、「増加する」を「増加し、又は処分相当額を減少する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

越前市社会基盤整備基金条例の一部改正について

越前市社会基盤整備基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市社会基盤整備基金条例の一部を改正する条例

越前市社会基盤整備基金条例（平成 28 年越前市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「半世紀に一度のまちづくりを推進するに当たり必要な社会基盤整備」を「越前市の社会基盤の整備」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

越前市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
越前市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）において使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第 3 条 開示請求書には、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、市の機関（議会を除く。以下同じ。）が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第 4 条 市の機関が開示決定等をする場合における法第 83 条第 1 項及び第 84 条の規定の適用については、同項中「30 日以内」とあるのは「15 日以内」と、第 84 条中「60 日以内」とあるのは「45 日以内」とする。

(手数料等)

第 5 条 法第 89 条第 2 項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、法第 87 条第 1 項の規定による文書又は図画の閲覧以外の方法により開示を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第 6 条 訂正請求書には、法第 91 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、市の機関

が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手續)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第8条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、越前市情報公開条例（平成17年越前市条例第26号）第14条に規定する越前市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回、市の機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(越前市個人情報保護条例の廃止)

第2条 越前市個人情報保護条例（平成17年越前市条例第27号）は、廃止する。

(越前市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の越前市個人情報保護条例

(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第14条第2項に規定する職務上知り得た又は業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務及び他人に知らせ、又は不当に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の処理の委託を受けた業務に従事していた者

2 旧条例第24条第7項に規定する越前市個人情報保護審議会の委員に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第15条第1項若しくは第2項(旧条例第19条第4項において準用する場合を含む。)又は第19条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する本人情報の開示並びに訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第23条第1項の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第24条第2項の規定により同条第1項の規定により置かれた越前市個人情報保護審議会にされた諮問は、越前市情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(越前市情報公開条例の一部改正)

第4条 越前市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第10条第2号ア中「、何人でも閲覧することができる」を「又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」に改め、同号ウ中「公務員(」を「当該個人が公務員(」に、「の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務

員の一定の範囲の職及びその職に係る氏名」を「である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に改める。

第14条第1項中「及び越前市個人情報保護条例（平成17年越前市条例第27号）第23条」を「、越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和●年越前市条例第●号）第8条、越前市議会の個人情報の保護に関する条例（令和▲年越前市条例第▲号）第45条第1項及び第50条並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

（越前市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 前条の規定にかかわらず、施行日前にされた越前市情報公開条例第5条の規定による公文書の開示の請求であって、施行日までに同条例第7条の規定による開示決定等がなされていないものについては、なお従前の例による。

（越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第6条 越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年越前市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

（越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 前条の規定による改正前の越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第12条第2項に規定する指定管理者又は従事者に係る保有個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用し、又は公の施設の管理について知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第16号

越前市部設置条例の一部改正について

越前市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月17日提出

越前市長 山田 賢一

越前市部設置条例の一部を改正する条例

越前市部設置条例（平成17年越前市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企画部」を「総合政策部」に、「産業環境部」を「産業観光部
環境農林部」に改める。

第2条第1号中「企画部」を「総合政策部」に改め、同号ウ中「及び調整」を「調整及び推進」に改め、同号オ中「公共交通」を「地域交通」に改め、同号カを削り、同号中キをカとし、その次に次のように加える。

キ 市の魅力向上に関する事項

第2条第1号中ク及びケを次のように改め、コを削る。

ク 秘書及び広報広聴に関する事項

ケ 情報化施策及び統計に関する事項

第2条第2号中アを削り、イからエまでをアからウまでとし、その次に次のように加える。

エ 行財政構造改革の推進に関する事項

第2条第2号カを次のように改める。

カ 財産に関する事項

第2条第2号中ケ及びコをサ及びシとし、同号ク中「男女共同参画」の次に「その他人権の擁護」を加え、同号中キ及びクをケ及びコとし、カの次に次のよう

に加える。

キ 契約及び検査に関する事項

ク 税に関する事項

第2条第4号中「産業環境部」を「産業観光部」に改め、同号エ及びオを削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 環境農林部

ア 環境政策及び環境保全に関する事項

イ 農林水産業に関する事項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 17 号

越前市自転車置場設置及び管理条例の一部改正について

越前市自転車置場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市自転車置場設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市自転車置場設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表越前市越前武生駅自転車置場の項中「越前市越前武生駅自転車置場」を「越前市たけふ新駅自転車置場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

越前市手数料条例及び越前市印鑑条例の一部改正について

越前市手数料条例及び越前市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市手数料条例及び越前市印鑑条例の一部を改正する条例

(越前市手数料条例の一部改正)

第 1 条 越前市手数料条例(平成 17 年越前市条例第 82 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「個人番号カード」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)に規定する利用者証明用電子証明書」に改める。

(越前市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 越前市印鑑条例(平成 17 年越前市条例第 88 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 22 条第 1 項」及び「、個人番号カード及び暗証番号を自ら利用して」を削る。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)附則第 1 条第 7 号に掲げる規定(同法第 49 条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

議案第 19 号

越前市国民健康保険条例の一部改正について

越前市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市国民健康保険条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険条例（平成 17 年越前市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第20号

越前市コミュニティーセンター設置及び管理条例の一部改正について
越前市コミュニティーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和5年2月17日提出

越前市長 山田 賢一

越前市コミュニティーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
越前市コミュニティーセンター設置及び管理条例（平成17年越前市条例第1
08号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

「

	和室	100円
別館	軽運動場	700円
	研修室大	100円
	研修室小	100円
	上記以外の1室につき	50円

」を

「

	和室	100円
--	----	------

」に

改める。

別表第2項の表中

「

和室		300円	1,500円	9,000円
別館	研修室大	300円	1,500円	9,000円
	研修室小	300円	1,500円	9,000円
	上記以外の1室につき	150円	750円	4,500円

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。

」を

「

和室		300円	1,500円	9,000円
----	--	------	--------	--------

備考

同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋のこの表に定める最も高い月額又は年額の1部屋分を上限に算定するものとする。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第21号

越前市こどもまるごと応援基金条例の制定について
越前市こどもまるごと応援基金条例を次のとおり制定する。

令和5年2月17日提出

越前市長 山田 賢一

越前市こどもまるごと応援基金条例

(設置)

第1条 子ども及び子育て世帯への支援施策の経費の財源に充てるため、越前市こどもまるごと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てるときに限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(越前市福祉基金条例の一部改正について)

第2条 越前市福祉基金条例（平成17年越前市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2億円」を「1億円」に改める。

議案第 22 号

越前市企業誘致基金条例の制定について
越前市企業誘致基金条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市企業誘致基金条例

(設置)

第 1 条 産業集積を目的として本市に誘致した企業に対し補助金を交付する事業の経費の財源に充てるため、越前市企業誘致基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てるときに限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

越前市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
越前市企業版ふるさと納税基金条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第 1 条 企業版ふるさと納税（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 13 条の 2 に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第 8 条第 1 項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附をいう。以下同じ。）制度を活用し、越前市まち・ひと・しごと創生推進計画の推進に要する経費の財源に充てるため、越前市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金)

第 2 条 基金として積み立てる額は、企業版ふるさと納税のうち、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てるときに限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 4 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 1 7 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年越
前市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

(10) 農業委員会会長	月額 26,000円
(11) 農業委員会会長職務代理者	月額 23,000円
(12) 農業委員会委員	月額 20,000円
(13) 農地利用最適化推進委員	月額 20,000円

」を

「

(10) 農業委員会会長	月額 26,000円に年額として 農地利用の最適化に係る活動の実 績に応じて予算の範囲内で市長が 定める額を加算した額
(11) 農業委員会会長職務代理者	月額 23,000円に年額として 農地利用の最適化に係る活動の実

	績に応じて予算の範囲内で市長が定める額を加算した額
(12) 農業委員会委員	月額20,000円に年額として農地利用の最適化に係る活動の実績に応じて予算の範囲内で市長が定める額を加算した額
(13) 農地利用最適化推進委員	月額20,000円に年額として農地利用の最適化に係る活動の実績に応じて予算の範囲内で市長が定める額を加算した額

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第 25 号

越前市附属機関設置条例の一部改正について

越前市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市附属機関設置条例の一部を改正する条例

越前市附属機関設置条例（平成 24 年越前市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表越前市教育支援委員会の項中「30 人以内」を「35 人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

越前市公民館設置及び管理条例等の一部改正について

越前市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(越前市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 越前市公民館設置及び管理条例(平成 17 年越前市条例第 202 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表越前市花筐公民館の項中「越前市粟田部町第 17 号 20 番地」を「越前市粟田部町第 41 号 11 番地 1」に改める。

(越前市公民館使用条例の一部改正)

第 2 条 越前市公民館使用条例(平成 17 年越前市条例第 203 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

5 越前市立学校施設使用条例(平成 17 年越前市条例第 197 号)第 8 条に規定する学校に附置した社会教育施設の使用料の額及びその減免については、同施設を公民館とみなして前 4 項の規定を適用する。

第 7 条中「あるいは」を「若しくは」に改める。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、越前市立学校施設使用条例第 8 条に規定する学校に附置した社会教育施設の使用料に係る還付についても適用する。

別表第 14 項第 1 号の表中

図書室	100円
料理教室	100円
和室（小）	100円
和室	250円
集会室	100円

」を

研修室	150円
料理教室	100円
和室（小）	50円
和室（大）	100円
花筐小学校多目的室（越前市立学校施設使用条例第8条に規定する学校に附置した社会教育施設に該当する花筐小学校にある部屋をいう。以下同じ。）	150円

」に、

同項第2号の表中

図書室	200円	1,000円	6,000円
料理教室	200円	1,000円	6,000円
和室（小）	200円	1,000円	6,000円
和室	300円	1,500円	9,000円
集会室	200円	1,000円	6,000円

」を

研修室	300円	1,500円	9,000円
料理教室	200円	1,000円	6,000円

和室（小）	1 0 0 円	5 0 0 円	3 , 0 0 0 円
和室（大）	2 0 0 円	1 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円
花筐小学校多目的室	3 0 0 円	1 , 5 0 0 円	9 , 0 0 0 円

」に

改める。

（越前市児童館設置及び管理条例の一部改正）

第 3 条 越前市児童館設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表越前市花筐児童館の項中「越前市栗田部町第 1 7 号 1 7 番地」を「越前市栗田部町第 4 1 号 1 1 番地 1」に改める。

（越前市立学校施設使用条例の一部改正）

第 4 条 越前市立学校施設使用条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 9 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、あらかじめ当該学校長の承認を経て」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第 4 条中「及び学校長（以下「教育委員会等」という。）」を削る。

第 5 条中「教育委員会等」を「教育委員会」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 3 条第 2 項の各号及び市長が特別の事由あり」を「市長は、必要」に改める。

第 1 1 条中「教育委員会が別に」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第 1 2 条とし、第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とする。

第 8 条中「教育委員会等」を「教育委員会」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（学校に附置した社会教育施設に係る使用料等）

第 8 条 学校に附置した社会教育施設（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 3 7 条に規定する社会教育に関する施設をいう。）に係る使用料の額並びにその減免及び還付に関しては、前 2 条の規定にかかわらず、越前市公民館使用条例（平成 1 7 年越前市条例第 2 0 3 号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）の使用料に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新条例に規定する使用について適用し、施行日までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定による使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、施行日前においても行うことができる。
- 4 前2項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 27 号

越前市総合計画2023基本構想の策定について

越前市議会基本条例第11条の規定に基づき、越前市総合計画2023基本構想を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和5年2月17日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市総合計画2023基本構想

1 2040年の越前市の将来像

(1) ふるさとづくりの理念

幸せを実感できる ふるさと
～ ウェルビーイングの越前市 ～

越前市には、長い歴史と、これにはぐくまれた様々な文化があります。そして、多様な才能を持った人々、四季折々を彩る美しい自然、風土に根差した景観、風習、祭りや郷土料理、さらに、伝統産業から先端産業までのモノづくりなど、これらの誇るべき自然と文化は、本市にとっての「宝」です。

市民一人ひとりが、地域の宝を認識し、誇りをもち、磨き上げ、輝かせ、魅力あるものにして、全国に、そして世界に発信していきます。このことによって、わたしたち市民が、ふるさとへの愛着や誇りをもち、住み続けたいと思えるふるさとづくりに取り組んでいきます。

また、新たな文化を創造し、自然と調和し、発展するふるさとづくりに、市民・団体・企業・行政が一体となって取り組み、未来の子どもたちのために、わたしたちのふるさとを引き継いでいきます。

わたしたちは、ふるさと越前市で、100年人生を、元気と活力に満ちた地域の産業で働き、健やかで幸せに暮らします。そして、未来へつなげる子どもたちを大切に、地域の人々とつながり、安全で安心して住み続け、幸福実感（ウェルビーイング）を実現していきます。

とりわけ、わたしたちの幸福実感（ウェルビーイング）を最大化するという視点から、地域の人と心地よくつながり、自分らしく居られる「居場所」と、自分の可能性を引き出し表現できる「舞台」という2つの場を創出し、「幸せを実感できる ふるさと」を目指します。

(2) めざす姿

ア 10万人の元気と活力

2040年の本市人口は6万人程度になると、国立社会保障・人口問題研究所は推計しています。人口減少や人口構造の変化は、生産活動や消費の停滞をもたらし、社会保障費の増大につながり、地域経済は大きな影響を受けます。

一方で、2040年の高速交通網は、北陸新幹線によって東京と大阪へ直結し、中部縦貫自動車道や国道417号が中京を、舞鶴若狭自動車道が4車線化し関西をつなぎ、多方面への高速交通と物流ネットワークが整備され、本市は重要な交通結節点として位置付けられると予想されます。

本市では、積極的に少子化対策に取り組み、UIJターンの推進、企業誘致による働く場の創出、外国人を含む労働者の転入促進などにより、定住人口の維持増加を図るとともに、観光やビジネスなどによる交流人口や、ふるさと納税などによる

関係人口の増大により、人口が減少しても人口10万人の元気と活力の維持、拡大に取り組んでいきます。

イ 100年人生の幸福実現

日本人の平均寿命は食文化と医療の充実により延び続け、2040年には女性の平均寿命が90歳に近づき、厚生労働省では女性の2割が100歳まで、男性の4割が90歳まで生きると推計しています。

本市では、0歳児から100歳を超える高齢者までが、生涯心身ともに健康な状態であるために、子育てや教育の充実、若い頃からの健康づくりや、高齢者のフレイル予防、市民が楽しめる居場所づくりなどにより、100年人生の幸福実感（ウェルビーイング）の実現に向け、取り組んでいきます。

ウ 1000年未来につなぐふるさとづくり

自然災害の激甚化・頻発化、農地の耕作放棄地の拡大、有害鳥獣による被害や、未だ収束しない新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症、地球温暖化による気候変動、食糧やエネルギーの不足など、世界情勢に連動した事象に対して、市民は安心と安全を求めています。

また、本市では、誰もが安全で安心して市民生活を送れるよう、防災・減災への対応、まちなかでの居住促進、地域交通の見直し、脱炭素化をはじめとした地球環境の保全などに取り組み、ふるさと1000年の未来につなげていきます。

2 2040年に向けて取り組むテーマ

- (1) 地域の宝をブランドに ～宝を磨き、つなぎ、発信し、地域ブランドを創出する
 - ・1500年を超える歴史、文化、伝統産業を核とし、モノづくり、地域に根差した祭りや食、豊かな自然など、本市には魅力的な宝があふれています。これらの地域の宝を再発見、再認識して、磨き上げることが、地域のブランドにつながり、本市のブランド力を向上させます。
 - ・市民が、地域への愛着や誇り、住み続けたいとの思いを抱き、地域を育くもうと主体的に取り組むために、シビックプライド（ふるさとへの誇り）の醸成を図ります。
 - ・定住人口の維持に努め、まちの元気と活力の拡大を目指します。
 - ・学生Uターンの促進とともに。交流人口や関係人口の拡大を進めながら、UIJターナー者の増加を図ります。
 - ・文化と産業をつなげ、創造の担い手が育つ、都市づくりを目指します。
 - ・古いものだけでなく、今ある素材を活かした新たな文化の創造を進めます。
 - ・メディアやSNSなど多様な媒体を活用し、地域の宝を国内だけにとどまらず、世界へ発信し、知ってもらい、人の流れを呼び込みます。
 - ・伝統工芸など手仕事を生かした認知度向上や、地域資源を活かした観光の魅力向上に取り組めます。
 - ・観光誘客による交流人口の創出や拡大を進め、地域での消費を促し、地域経済の活性化を図ります。

- ・ふるさと納税、農産物や製造品などを利活用する人々など、本市に関わりを持つ関係人口を維持、拡大していきます。

(2) 活力あふれる地域産業 ～地域産業をさらに活性化し、ふるさとの活力を高める

- ・地域の活力の基礎となる地場産業のさらなる発展を図るとともに、多様な企業誘致とオープンイノベーションなどの連携を促進し、新しい事業や新しい付加価値の創出、新たな産業集積を推進します。
- ・越前たけふ駅周辺エリアに、先端産業の研究施設や次世代交流拠点施設、商業施設、物流施設、ホテル・飲食施設などを誘致し、地域産業の発展とにぎわいを創出します。
- ・中小・小規模事業者による、新たな商品開発や販路拡大、DXによる生産性向上を積極的に支援し、持続的発展を図ります。
- ・若者、女性、外国人市民、UIJターン者などの多様な人材による起業・創業、事業承継を支援します。
- ・産業活力を充実させるため、労働力人口の維持・確保を図ります。
- ・市内企業への就職・就業の支援により、人手不足に対応して働き手の確保を図ります。
- ・高齢者、女性、外国人市民、障がい者などの多様な労働者の働きやすい環境づくりを進めます。
- ・地域の特性ある伝統産業において、顧客や専門業者のニーズにマッチした新商品開発、海外への販路拡大、後継者育成、原材料確保などを支援します。
- ・農林業が元気であり続けるために、担い手育成や経営安定、地産地消を推進します。
- ・本市の農業の特徴である環境調和型農業や有機農業のさらなる推進に取り組みます。
- ・圃場の大区画化、自動運転の農業用機械などを活用したスマート農業を推進します。
- ・有機農産物の6次化商品の開発を支援するとともに、マーケティングに取り組みます。
- ・農村が持つ国土保全、水源かん養、生物多様性の保全、良好な景観形成などの様々な役割を、今後とも維持していきます。
- ・林業において、「産業」、「防災」、「保全と活用」と地球温暖化防止の観点から、森林整備に取り組みます。
- ・環境への負担が少ない持続可能な社会を構築していきます。
- ・脱炭素社会の実現に向け、市民、事業所、行政が連携した取組みを推進します。

(3) すこやかで幸せな暮らし ～幸せな100年人生を支える健康長寿に取り組む

- ・人生100年時代を迎え、誰もが健やかに、安心して、生きがいを持ち心豊かに暮らし続ける社会を目指します。
- ・障がいや認知のある人もない人も、介護が必要な人も、一人ひとり尊重され、認め合い、地域でつながる機会をもち、住み慣れた地域で安心して、ともに暮らせる地域共生社会を目指します。
- ・子ども、障がい者、高齢者をはじめ、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、成

年後見、自殺対策、その他あらゆる分野の相談支援体制の強化に取り組みます。

- ・幼少期から正しい生活習慣を身につけることを促し、ライフステージに応じた多様なアプローチにより健康づくりに取り組むことで、健康寿命の延伸を目指します。
- ・地域と連携したフレイル予防を推進していくために、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を積極的に支援します。
- ・ひきこもりやニートと呼ばれる若者が増加傾向にあることから、若者の働く意欲や能力を高める支援をします。
- ・現役世代が急減する人口構造を踏まえ、福祉サービスのニーズと確保量を見込みながら、適切なサービスの提供と人材確保に取り組みます。
- ・事業所が従業員の健康に配慮することで、経営面でも大きな成果が期待できるとされる健康経営を推進することで、健康でいきいきと活躍できる社会づくりに取り組みます。

(4) 未来へつづく子育て・教育 ～子どもたちが夢を持って、健やかに育つよう応援する

- ・未来を担う子どもたちを、安心して産み育てられ、健やかに成長できる環境を地域、行政が一体となり支援できるネットワーク体制を進めます。
- ・子どもに関わる施策の推進にあたっては、年齢や発達の段階に応じて、子どもや若者の意見を積極的かつ適切に聴き取るよう取り組みます。
- ・多様な保育サービスに応え、仕事と育児を両立できる環境整備を進めます。
- ・国は、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の養護を任務とする「こども家庭庁」を設置します。本市においても、福祉と教育の分野にあるこども施策を一元化し、推進する体制を整備します。
- ・学校での教育を通して、確かな学力や豊かな心、健やかな体、様々な困難を乗り越え、生きる力をつけることを目指します。
- ・子どもたちそれぞれが夢をもって、将来を考える力をもてるよう応援します。
- ・子どもたちの情報活用能力を積極的に向上させるため、コンピューターの1人1台環境を維持します。
- ・日本語を母語とする子どもと外国語を母語とする子どもが、異なる文化を理解し、尊重する態度や共に生きていくことのできる力を育てます。
- ・住んでいる地域への愛着と誇りを持ち続けてもらうために、地域の人々や事業所と連携し、ふるさと教育の充実を図ります。
- ・家庭・地域・学校・行政が連携して、児童・青少年の健全育成環境を充実します。
- ・市民が生涯をとおして、スポーツや文化・芸術活動、社会教育、読書活動などに親しむことができる環境づくりを進めます。

(5) 安全で安心して住み続けられるまち ～安全安心で、快適に、暮らせるまちをつくる

- ・地域のそれぞれの特性を活かし、快適で機能的な都市構造を目指します。
- ・都市の健全な発展と快適で利便性の高い道路ネットワークの形成を図ります。

- ・老朽化する都市インフラの計画的な維持管理と更新に取り組みます。
- ・冬期間の安全安心な交通確保を図ります。
- ・働く世代や若い世代、子育て世代への住宅支援に取り組みます。
- ・まちなかでの居住空間の整備への支援と、商業やイベント支援によるにぎわいづくりを推進します。
- ・激甚化・頻繁化する水災害や土砂災害から生命と財産を守るため、河川、用排水路、雨水幹線などを計画的に改修し、災害への強靱化を図ります。
- ・安全に安心して生活できる防災対策の充実を図ります。
- ・災害時に自ら避難できない高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対して、地域の共助による支援を促進します。
- ・外国人市民への迅速な防災情報の伝達に取り組みます。
- ・自力での交通手段をもたない高齢者等も安心して生活できるよう、地域交通の再編を図ります。
- ・空き家の有効活用と老朽危険空家への対応を強化します。
- ・火災や災害、交通事故から市民を守り、安全で安心な地域づくりを進めます。
- ・未だ収束しない新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症などの流行に対して、適切な対応に取り組みます。

(6) つながりが心地よいふるさと ～地域の人が支え合い、あたたかなふるさとづくりを進める

- ・地域への愛着を大切に、町内会や自治振興会の活動に積極的に参加できるよう支援することによって、個性豊かで活力ある地域づくりと地域課題の解決に取り組みます。
- ・若者をはじめ市民が、住んでいる地域で、自分らしく居られる居場所や自分の可能性を引き出し表現できる舞台づくりに取り組みます。
- ・日本人市民と外国人市民が、互いに国籍や文化の違いを認め合い、支え合いながら、同じ市民として共に安心して生活できる、多文化共生社会を目指します。
- ・市民一人ひとりが個人として尊重され、あらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。
- ・持続可能な市民活動と市民団体間での連携を促進します。
- ・民間による投資と活力を引き出し、PPP／PFIによる拠点整備やまちなか居住などを推進します。
- ・行政DXの推進、市政情報の多様な手法による提供、財政基盤の強靱化、弾力的かつ闊達な組織風土づくり、個々の能力を最大限に引き出す組織力の強化などに取り組みます。
- ・市民が知りたい市政情報を市から積極的に発信するとともに、市民もSNS等により自ら発信する仕組みを整備し、市民参加による市政運営を推進します。
- ・自治体業務において、質の高い市民サービスの提供と生産性の向上を図るため、デジタル業務基盤を整備し、業務の自動化と見直しを促進します。
- ・市民団体と連携し、デジタル技術を活用した地域社会の課題解決に積極的に取り組

みます。

議案第 28 号

財産の無償貸付けについて

次の財産を無償で貸し付けるものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

越前市長 山 田 賢 一

1 無償貸付けをする財産の内容

土地 所在地 越前市府中三丁目 1 字 13 番 3 ほか 1, 361 筆

地 目 鉄道用地ほか

地 積 209,069.71 平方メートル

2 無償貸付けの相手方

越前市北府二丁目 5 番 20 号

福井鉄道株式会社

3 無償貸付けの理由

福井鉄道福武線の安全かつ安定した運行維持を図るため、本市、福井市及び鯖江市が平成 21 年 3 月 4 日に福井鉄道株式会社から取得し、令和 5 年 3 月 31 日を期限として、同社に無償で貸し付けてきた鉄道用地について、福井鉄道交通圏地域公共交通計画に基づき、引き続き同社に無償で貸し付けるもの。

4 貸付期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 29 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市矢船町第 2 号 9 番地の 1

氏 名 川 崎 俊 之

昭和 33 年 12 月 10 日 生

令和 5 年 2 月 17 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 35 号

越前市議会委員会条例の一部改正について

越前市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 17 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 近藤 光広

越前市議会委員会条例の一部を改正する条例

越前市委員会条例（平成 17 年越前市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「企画部」を「総合政策部」に改め、同項第 3 号中「産業環境部、建設部」を「産業観光部、環境農林部、建設部、公営企業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の越前市委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により総務委員会及び産業建設委員会の委員長、副委員長又は委員（以下「委員等」という。）に互選又は選任されている者は、この条例の施行の日に、改正後の越前市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、総務委員会委員会及び産業建設委員会の委員等にそれぞれ互選又は選任されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき総務委員会及び産業建設委員会に付託されている事項は、それぞれ改正後の条例の規定に基づき総務委員会及び産業建設委員会に付託された事項とみなす。

議案第36号

越前市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
越前市議会の個人情報の保護に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月17日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 近藤 光広

越前市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条―第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条―第30条）
 - 第2節 訂正（第31条―第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条―第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条―第46条）
- 第5章 雑則（第47条―第52条）
- 第6章 罰則（第53条―第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、越前市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目

的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章か

ら第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、越前市情報公開条例(平成17年越前市条例第26号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部

を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会（人事委員会）、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を利用することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は 本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び 第2項の規定に違反して 利用されているとき	第12条第5項の規定により 読み替えて適用する同条第1 項及び第2項（第1号に係る 部分に限る。）の規定に違反 して利用されているとき、番 号利用法第20条の規定に違 反して収集され、若しくは保 管されているとき、又は番号 利用法第29条の規定に違反 して作成された特定個人情報 ファイル（番号利用法第2条 第9項に規定する特定個人情 報ファイルをいう。）に記録 されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2 項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなけれ

ばならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第10条に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情

報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示すること

により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当

該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 2 2 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 2 3 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 2 4 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 2 5 条 開示決定等は、開示請求があった日から 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 1 9 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があ

るときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合

であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報に第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、議長は、閲覧の方法による保有個人情報の開示であって、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、開示決定の通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとさ

れている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示に方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、第28条第1項の規定による文書又は図画の閲覧以外の方法により開示を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければ

ばならない。

(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報に特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければな

らない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第14条に規定する

越前市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 議長は、前項の規定により諮問したときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書等に記録されている

ものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(専門的な知見にかかる諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。